

第 7 次三重県医療計画 評価表【小児救急を含む小児医療対策】

数値目標の状況

項目	策定時	目標	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後	6 年後
幼児死亡率（幼児人口千人あたり）	0.11	0.08 未満	0.11	0.11				
軽症乳幼児の救急搬送率（乳幼児の急病による救急搬送のうち軽症患者の割合）	75.4%	70.0% 未満	74.5%	75.4%				
小児傷病者救急搬送時の現場滞在時間（30 分以上） ※（ ）内は重症以上で搬送された件数	175 件 (0 件)	90 件以下 (0 件)	109 件 (1 件)	88 件 (5 件)				
小児の訪問診療実施医療機関数	9 施設	20 施設	14 施設	—				
小児科医師数（人口 10 万人あたり）	11.5 人 (実数 208 人)	13.3 人以上 (実数 241 人以上)	11.5 人 (208 人) (H28)	12.2 人 (219 人) (H30)				

現状と課題

取組方向 1：小児医療を担う人材の育成・確保

- ・ 三重県地域医療支援センターにおいて、若手医師が地域の医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる地域医療支援センター・キャリア形成プログラム（小児科を含む）を医師修学資金貸与者等に利用してもらうよう働きかけを行いました。
- ・ 新専門医制度について、小児科医等の専門医の確保に向けた環境整備を進めたところ、令和元年度小児科専門研修プログラムに専攻医 5 名の登録がありました。
- ・ 若手医師の教育体制を充実させるため、臨床研修医の育成を目的とした臨床研修医定着支援事業（1 団体）を実施しました。また、三重県地域医療支援センターにおいて、若手医師に対するキャリア形成支援を行いました。
- ・ 平成 30 年 7 月の医療法改正を受けて、令和元年度中に策定する「三重県医師確保計

画」の中で、特に産科・小児科については、医師確保対策の必要性が高いことから「産科・小児科における医師確保計画」を策定することとしています。

- ・上記のとおり取組を進めましたが、小児に関わる診療科の医師はまだ不足していることから、引き続き、小児科医等の専門医の確保・育成を図る必要があります。

取組方向 2：地域差のない小児医療提供体制の充実

- ・三重県内の小児医療圏は救急医療を含め、重なり合うゾーンディフェンスでの体制を敷くことで、地域差のない小児医療の提供を行っています。
- ・三重大学医学部附属病院において、小児科医の不足する地域の医療機関に対し、小児科医の派遣を行いました。
- ・県立子ども心身発達医療センターにおいて、隣接する三重病院と定期的な合同カンファレンスを行い、機能の連携を進めました。また、小児科医を対象とした連続講座を開始し、地域の医療機関に対し児童精神科医療にかかる技術の提供に努めました。さらに、遠方で定期通院が困難な場合でも診察が受けられるよう、尾鷲総合病院においてサテライトクリニックの外来診療を実施しました。
- ・県内の適切な医療提供を確保するため、小児医療提供体制の効率化への集約化・重点化を関係者の協力の基で検討します。

取組方向 3：小児救急医療体制および予防的支援の充実

＜小児救急医療＞

- ・「みえ子ども医療ダイヤル（＃8000）」や「子どもの救急対応マニュアル」により、子どもの病気やケガ等に関する相談対応や、家庭における応急手当等の情報提供を行いました。また、救急医療情報センターにおいて、リーフレットの見直しを行うとともに、新たに「おやくだちカード」を作成し、啓発に努めました。
- ・みえ子ども医療ダイヤル子育てセミナーを開催し、みえ子ども医療ダイヤル（＃8000）の啓発を行いました。
 - みえ子ども医療ダイヤル（＃8000）による相談件数
平成 29 年度 8,889 件、平成 30 年度 10,859 件、令和元年度 9,356 件
※令和元年度は 12 月末現在
- ・「医療ネットみえ」や救急医療情報センターコールセンターにおける電話案内により、症状の軽い病気やケガなどの際に受診可能な医療機関の案内等、小児を含めた初期救急医療の情報提供を行いました。また、休日や時間外に診療を行う医療機関が増えるよう、救急医療情報システムに参加する医療機関の増加に努めました。
 - ホームページアクセス（活用）件数
平成 29 年度 248,239 件、平成 30 年度 279,561 件、令和元年度 227,418 件
 - コールセンターにおける電話案内件数（小児科分）

平成 29 年度 10,382 件、平成 30 年度 9,714 件、令和元年度 10,310 件
○システム参加医療機関数

平成 29 年度 654 機関、平成 30 年度 657 機関、令和元年度 704 機関
(小児科応需機関 152 機関)

※令和元年度は上記のいずれも 12 月末現在

(小児科応需機関数については、平成 30 年度実績)

- ・休日・夜間の小児救急医療体制の整備に向けて、小児救急医療拠点病院や輪番制による小児救急患者の受入れを行っている病院等における小児科医の確保に必要な経費を補助しました。
- ・小児患者に対応できる医師を増やすため、内科医等、小児救急医療に携わる可能性のある医師を対象とした小児救急医療研修を開催する取組に対し必要な経費を補助しました。
- ・みえ子ども医療ダイヤル（＃8000）や医療ネットみえ等による小児救急医療情報の提供を行うとともに、引き続き、小児初期救急及び二次救急医療体制の充実を図る必要があります。

<予防的支援>

- ・医師会、産婦人科医会、小児科医会、精神科病院会、県等との協働により、「みえ出産前後からの親子支援事業」にて、産婦人科医の紹介で、出産前後に小児科医から子育てについて相談指導を行うことで、母の育児不安の軽減を図りました。
- ・三重県において家庭看護力の醸成を図るため、「第 5 回家庭看護力醸成セミナー」が開催されました。
- ・今後も関係機関が連携を図りながら、予防的な視点を含めた小児医療の提供を行う必要があります。

取組方向 4：療養・療育支援体制の充実

<小児在宅医療>

- ・三重県障害者自立支援協議会に医療的ケア課題検討部会において、医療的ケアが必要な障がい児・者の課題等について協議しました。
- ・医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、地域ネットワークの側面的支援を行い、支援体制の強化と連携の推進を図りました。医療的ケア児・者コーディネーター養成研修、障害福祉サービス等事業所職員向け医療的ケア・スキルアップ研修、地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能構築研修を開催し、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿の拡充に努めました。
- ・三重病院が実施する医療的ケア児の日中一時預かりや、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターが実施する人材育成、地域における支援体制の強化、レスパイト施設拡充に向けた関係者との協議の場の設置等を支援しました。

- ・医療的ケアが必要な障がい児・者を十分に理解して相談支援を実施できる相談支援専門員（医療的ケア児・者コーディネーター）や、医療的ケアに対応できる人材（医師、看護師、介護職員等）が不足していることから、今後も引き続き人材育成に取り組む必要があります。また、医療的ケアが必要な障がい児・者が地域で安心して生活していくために必要なレスパイト・短期入所等の社会資源の拡充を図る必要があります。

＜心身発達支援＞

- ・地域において途切れのない発達支援が行われるよう、市町に対し、保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の充実を働きかけるとともに、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」等の専門人材の育成を行いました。

令和2年度の実施方針

実施方針1：小児医療を担う人材の育成・確保

- ・小児科医等の専門医の確保・育成を図るため、引き続き、三重県地域医療支援センターにおいて作成した地域医療支援センター・キャリア形成プログラムについて、より多くの若手医師の利用促進を図ります。
- ・新専門医制度については、専門研修プログラムの審査等を通じて、小児科医等の専門医の確保に向けた環境整備を進めます。
- ・医師の偏在解消を図るため、「三重県医師確保計画」に基づき、三重県地域医療支援センターにおいて、医師の派遣調整を行うとともに、地域医療対策協議会において医師確保にかかる審議を行い、小児科医を含めた医療提供体制の確保を図ります。

実施方針2：地域差のない小児医療提供体制の充実

- ・三重県内の小児医療圏は、引き続き、ゾーンディフェンスでの体制を敷き、地域差のない小児医療の提供を行います。
- ・三重大学医学部附属病院において、小児科医の不足する地域について、引き続き小児科医の派遣を行います。
- ・発達障がい児への対応について、引き続き県立子ども心身発達医療センターにおいて連続講座を実施し、地域の医療機関に対し児童精神科医療にかかる技術の提供に努めます。
- ・県内の適切な医療提供を確保するため、小児医療提供体制の効率化への集約化・重点化を検討していきます。

取組方向 3：小児救急医療体制および予防的支援の充実

＜小児救急医療＞

- ・子どもの病気やケガなどの相談や家庭における応急手当や疾病に関する知識の周知を図るため、「みえ子ども医療ダイヤル（＃8000）」等を活用した情報提供を行います。
- ・休日・夜間応急診療所等、小児救急医療情報の提供を行うとともに、救急医療情報システムについて、休日、時間外に診療可能な医療機関が増加するよう、医師会等関係機関と連携し、新規開業医療機関を中心に加入促進に努めます。
- ・小児救急医療拠点病院や二次救急医療機関の輪番制による小児救急患者の受入れについて、引き続き支援を行います。

＜予防的支援＞

- ・医師会、産婦人科医会、小児科医会、精神科病院会、県等との協働により、「みえ出産前後からの親子支援事業」にて、産婦人科医の紹介により、出産前後に小児科医から子育てについて相談指導を行うことで、母の育児不安の軽減を図ります。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、関係機関や専門家で死因を多角的に究明し、予防策を検討します。
- ・児童虐待早期対応に対する情報共有等のため、医療機関との連携会議を開催します。

取組方向 4：療養・療育支援体制の充実

＜小児在宅医療＞

- ・三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会において、医療的ケアが必要な障がい児・者の課題等について協議していきます。
- ・医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、引き続き、地域ネットワークへの側面的支援を行います。
- ・医療的ケア児・者コーディネーター養成研修、障害福祉サービス等事業所職員向け医療的ケア・スタートアップ（スキルアップ）研修、地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能推進研修を開催し、引き続き医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿の拡充に努めます。
- ・三重病院における医療的ケア児の日中一時預かりや三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターによる医療関連団体と連携した医療関係者等の人材育成、レスパイト施設拡充に向けた取組等を支援し、引き続き小児在宅医療の推進を図ります。

＜発達支援＞

- ・途切れない発達支援が行われるよう、県立子ども心身発達医療センターにおいて、市町の発達総合相談窓口の中核となる専門性の高い人材を育成するとともに、乳幼児から学齢期、成人期への円滑な支援引継ぎに取り組めます。